

特定防衛調達の対象となる装備品等及び役務に関する指針について

「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法」（平成27年法律第16号。以下「長期契約法」という。）に基づく特定防衛調達の対象となる装備品等及び役務について、財務大臣と協議して定める際の指針を示す。

本指針は、装備品等及び役務の調達に係る経費の縮減及び安定的な調達を実現し、現下の厳しい財政状況の下で防衛力の計画的な整備を行うとの法律の目的を達成するために、特定防衛調達の対象として長期契約により調達する装備品等及び役務を定めるに際してよるべき基本的な考え方を示すことで、装備品等及び役務の選定に係る透明性を確保するものである。

1. 対象となる「装備品等」

(1) 長期契約法第1条に規定する「専ら自衛隊の用に供する」ものについて

自衛隊のみが使用する装備品等が対象となる。したがって、自衛隊が使用しているものの、民間でも広く利用されているような車両、機材、タグボートといった装備品等（いわゆる民生品）については長期契約の対象とはしない。

(2) 長期契約法第1条に規定する「防衛力の計画的な整備を行うために必要なもの」について

ア 中長期的な防衛所要を勘案した上で、「防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」に基づき確実かつ計画的に調達することが不可欠な装備品等を長期契約の対象とする。

イ とりわけ、現在、自衛隊の使用する装備品や船舶、航空機については、その製造に4か年度あるいは5か年度といった期間を要するものも多く、これらを一定数量、一括で調達しようとする場合、5か年度を超える長期の契約が必要になる。

(3) 長期契約法第1条に規定する「当該調達に要する経費の縮減及び当該調達の安定的な実施に特に資するもの」について

ア 防衛装備品等には、

(ア) ユーザー及び供給を行う企業が限定されスケールメリットが働きづらいこと、

(イ) 供給を行う企業が高い予見可能性を持って計画的に事業を進めることが難しいこと

といった特殊性がある。

イ これらについては、長期契約によることで、

(ア) 企業が、部品や材料の調達に際し、一定数量をまとめて発注することが可能となり、スケールメリットを働かせることによるコスト縮減や、製造中止のリスクを低減させることによる調達の安定化を図ること、

(イ) 企業が、人員や設備を計画的に活用することが可能となり、作業人員の専属要員化により習熟効果が発揮され、工数のさらなる低減によるコスト縮減や、必要な生産ライン・能力が中長期的に維持されることによる調達の安定化を図ること

が可能となる。

ウ このような効果が発生する前提として、製造期間を通じて装備品等の仕様が安定していると見込まれることが必要である。そのため、

(ア) 発生した課題に対して柔軟な対応が必要となる研究開発段階にある装備品等

(イ) 技術革新による陳腐化や仕様が変わる可能性が高い装備品等

は、長期契約の対象とはしない。この点、対象となる期間内の、部品枯渇に伴う仕様変更の可能性（例：COTSリフレッシュ）にも留意することが必要である。

2. 対象となる「装備品等の整備に係る役務」

(1) 長期契約法第1条に規定する「当該装備品等の整備に係る役務の調達であって、防衛力の計画的な整備を行うために必要なもの」について

「専ら自衛隊の用に供する」装備品等の整備に係る役務については、当該装備品等と同様、調達先の代替性に乏しいことから、これらの整備を適切に行うことで、我が国の防衛力を維持していくことが必要となる。

(2) 長期契約法第1条に規定する「当該調達に要する経費の縮減及び当該調達の安定的な実施に特に資するもの」について

ア 長期契約の対象として想定している「整備の役務」は、例えば、PBL (Performance Based Logistics: 成果保証契約) のような、装備品等の整備全般について企業に委託する形態の役務が挙げられる。これらについては、長期契約によることで、

(ア) 企業の創意工夫により中長期的な視点に立った部品等の取得や管理が可能となることで、コスト縮減を図ること、
(イ) 部品等の供給の途絶や遅延によるコストの上昇リスク等が回避されることで、役務の調達安定化を図ることが可能となる。

イ このような効果が発生する前提として、役務を調達する期間を通じて対象となる役務の内容に変更がないと見込まれる必要がある。そのため、

(ア) 発生した不具合内容に応じて柔軟な対応が必要であり、整備内容やその費用が予見し難い形態の役務

(イ) P B Lであっても、5か年度を超える長期にわたった場合に、保証すべき成果の水準を見込みづらいもの

は、長期契約の対象とはしない。

3. 長期契約法第1条に規定する「特に資するものとして防衛大臣が財務大臣と協議して定める」について

上記1及び2で挙げられたもののうち、長期契約により行うことが当該調達に要する経費の縮減及び当該調達の安定的な実施に大きく寄与すると認められるものを、防衛大臣が財務大臣と協議をした上で長期契約の対象として決定する。

4. 長期契約法第1条に規定する「国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別の措置」について

長期契約の対象は国庫債務負担行為により調達する装備品等であることから、「防衛力の計画的な整備を行うために必要なもの」であっても、現在継続費で調達されている装備品等（護衛艦及び潜水艦）については、長期契約の対象とはならない。

5. その他留意事項

(1) 初度費や関連する役務

対象となる装備品等及び役務を検討するに当たっては、製造に必要な治工具等の初度費や、関連する役務契約の内容に不確定要素が存在しないかについても留意する。

(2) 契約の形態による留意事項

国産であるか輸入（FMSを含む。）であるかは、長期契約の対象となるか否かとは直接の関係はない。他方、輸入の場合、契約相手方が我が国に限らず、他国に対しても大量の製造を行っているものについては、長期契約により我が国の調達数量を増やすことによる我が国に対する調達コストの縮減の効果の評価、その妥当性に留意する必要がある。

また、長期契約を行うに当たっては、コスト縮減効果や、契約期間中に仕様が変わる可能性の適切な評価が不可欠であることを踏まえ、それぞれの契約の特性に応じて以下の点について十分留意する必要がある。

ア 国産の場合

将来の安全保障環境や技術革新といった要素により仕様が変わる可能性について、情報収集に努めること。

イ ライセンス国産の場合

将来の安全保障環境や技術革新といった要素により仕様が変わる可能性について、ライセンス元からの情報収集に努めること。

ウ 一般輸入の場合

(ア) 将来の安全保障環境や技術革新といった要素により仕様が変わる可能性について、外国企業からの情報収集に努めること。

(イ) 長期契約によらない場合と長期契約による場合の見積額については、縮減額の効果を適切に評価するため、これまで以上に、外国企業に具体的な内訳を求めること。

エ FMSの場合

(ア) 将来の安全保障環境や技術革新といった要素により仕様が変わる可能性について、米国からの情報収集に努めること。

(イ) 長期契約によらない場合と長期契約による場合での見積額については、縮減額の効果を適切に評価するため、これまで以上に、米国政府にその価格の具体的な内訳を求めること。

(ウ) FMSについては、他の契約と異なり特殊な契約条件となっていることに留意しつつ、調達に要する経費の縮減や調達の安定的な実施に資することを精査すること。